

認定実務実習指導薬剤師の養成研修の受講資格について

平成28年3月1日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

養成研修の受講資格のうちの薬剤師実務経験年数は、5年以上となっています。これは薬剤師の登録を受けてから、薬剤師として実務に就いた年数です。5年に満たない場合は、受講できませんし、何らかの理由で受講したとしても無効ですので、ご注意ください。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった方は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、養成研修を前もって受講することができますが、認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上とってからになります。